

○木更津市成年後見人等報酬助成金交付規則

平成16年 8 月31日

規則第29号

(目的)

第1条 この規則は、民法（明治29年法律第89号）第838条第2号の規定により後見が開始された者、同法第876条の規定により保佐が開始された者又は同法第876条の6の規定により補助が開始された者に対し、成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「後見人等」という。）へ支払うべき報酬の全部又は一部を助成することにより、成年被後見人、被保佐人及び被補助人の福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成)

第2条 市長は、助成対象者に対し助成金を交付する。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 木更津市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく記録がされている者であること。ただし、木更津市が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の規定により措置を行なった場合、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により実施機関となった場合、介護保険法（平成9年法律第123号）第9条の規定により保険者となる場合、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定により介護給付費等の支給決定を行った場合、同法第52条の規定により自立支援医療費の支給認定を行った場合並びに老人福祉法第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により審判の請求をした場合にあっては、この限りでない。
- (2) 民法第838条第2号の規定により後見が開始され、同法第876条の規定により保佐が開始され、又は同法第876条の6の規定により補助が開始されていること。
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
 - イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の支援給付を受けている者

ウ 次のいずれにも該当する者

(ア) 本人及び本人と同一の世帯にある者（本人と世帯が別であっても、生計を一にしていると市長が認めるときはその者を含む。）の市民税が課税されていないこと。

(イ) 本人が有する現金、預貯金、有価証券等の合計額（以下「預貯金等の額」という。）が、100万円を下回ること。

(ウ) 本人が居住する家屋その他日常生活の用に供する資産以外に地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号の固定資産がある場合は、同条第9号の固定資産課税台帳に登録された当該固定資産の直近の価格と預貯金の合計が350万円以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としな

(1) 本市以外の地方公共団体その他団体の実施する制度により、後見人等の報酬に係る助成を受けることができるとき。

(2) 後見人等が本人の配偶者又は4親等内の親族であるとき。

(3) 本市以外の地方公共団体が老人福祉法第11条第1項の規定により措置を行ったとき、生活保護法第19条第3項の規定により実施機関となったとき、介護保険法第9条の規定により保険者となる時、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定により介護給付費等の支給決定を行ったとき又は同法第52条の規定により自立支援医療費の支給認定を行ったとき。

（助成金の額）

第4条 助成金の額の上限額（以下この条において「助成上限額」という。）は、本人が在宅において生活している場合は月額2万8千円、別表に掲げる施設等において生活している場合は月額1万8千円とし、助成金の額は家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1第13項、第31項又は第50項の報酬の付与の審判により確定した額と助成上限額を比較して少ない額とする。

2 前項の規定により助成金の額の算定を行う場合において、1月に満たない日数があるときは、当該1月に満たない日数に係る助成金の額については、日割計算によるものとする。この場合において、算出した助成金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 本人が死亡した場合は、本人の遺産から後見人等に対する報酬の支払いができない場合に限り、その範囲内において助成する。

（助成金の申請）

第5条 助成を受けようとする助成対象者又は当該助成対象者の後見人等（以下「申請者」という。）は、家事事件手続法別表第1第13項、第31項又は第50項の報酬の付与の審判があった日の翌日から起算して90日以内に、成年後見人等報酬助成金交付申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（助成金の決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、助成金の交付の可否について決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付の可否を決定したときは、速やかに成年後見人等報酬助成金交付可否決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定のうち助成金の交付を可とした助成対象者に対し、当該決定をした日から30日以内に助成金を交付するものとする。

4 助成金の交付は、助成金の交付を可とした助成対象者が指定した金融機関の口座へ振り込むことにより行なうものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、虚偽の申請その他の不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させようとするときは、成年後見人等報酬助成金交付取消通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、同日以降に民法（明治29年法律第89号）第838条第2号の規定により後見が開始された者、同法第876条の規定により保佐が開始された者又は同法第876条の6の規定により補助が開始された者について適用する。

附 則（平成24年12月28日規則第77号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成

23年5月25日法律第53号)による廃止前の家事審判法(昭和22年法律第152号)第9条第1項甲類第20号の報酬の付与の審判があった場合は、当該審判を家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第1第13項、第31項又は第50項の報酬の付与の審判とみなして、この規則による改正後の木更津市成年後見人等報酬助成金交付規則第4条及び第5条の規定を適用する。

附 則(平成26年3月17日規則第10号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月16日規則第107号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の木更津市成年後見人等報酬助成金交付規則の規定は、施行日以後に報酬の付与の審判が確定したものに対する施行日以後の交付の対象となる期間に係る助成金について適用し、施行日前に報酬の付与の審判が確定したものに係る助成金及び施行日以後に報酬の付与の審判が確定したものの施行日前の交付の対象となる期間に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月31日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の木更津市成年後見人等報酬助成金交付規則の規定は、施行日以後に報酬の付与の審判が確定したものに対する施行日以後の交付の対象となる期間に係る助成金について適用し、施行日前に報酬の付与の審判が確定したものに係る助成金及び施行日以後に報酬の付与の審判が確定したものの施行日前の交付の対象となる期間に係る助成金については、なお従前の例による。

別表(第4条第1項)

根拠法令	施設等名称
生活保護法	保護施設
障害者の日常生活及び社会生	障害者支援施設

生活を総合的に支援するための法律	療養介護が提供される施設 共同生活援助が提供される施設
老人福祉法	老人福祉施設
介護保険法	介護保険施設
医療法（昭和23年法律第205号）	医療提供施設（3月を超えて入院した場合に限る。）